

ようこそ

毎月1回30日発行 2023年11月8日発行 第9巻第11号 北インド版

Expatria
Mobility Redefined



Expatriaチームから、皆様へ

Happy Diwali

全駐在員管理サービスの
ワンストップ・ソリューション

Expatriaのパンフレットはこちら



+91-95991-98955

enquiry@expatria.in

YOKOSO

11

2023 NOV VOL. 106

無料

今月の特集

インド発、新鮮でおもしろい情報をお届け **8**



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン

FORMULA GROUP
Mobility Managed.®

温かく、
おだやかなディワリを



松田博司

日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



マナン・アガルワル

(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com

フォーム10Fは、PANを保有することなく 非居住者でも電子的に提出可能になりました。

インドは様々な国と二重課税回避協定(DTAA)を締結しています。非居住者がインドから得た所得は、インドにおいて比較的低い税率で課税されます。しかし、二重課税回避協定(DTAA)の恩恵を受けるためには、非居住者はインド税務当局にForm 10F(自己申告フォーム)を提出しなければなりません。

Form 10F は、非居住納税者が自国政府の税務居住証明書と共に提出する自己申告書です。インドの所得税法によると、非居住納税者は居住国の有効な税務居住証明書を提出した場合に限り、二重課税回避協定(DTAA)のメリットを享受することができます。非居住者課税居住証明書に必要な情報がすべて記載されたForm 10F を提出しなければなりません。

フォーム10F(自己申告フォーム)は、以下の通り提出できます：

- ・ 非居住者がインド国内にPAN(Permanent Account Number)を持っている場合、所得税ポータルからオンラインでフォーム10Fを提出することができます。
- ・ 非居住者がインドでPANを保有していない場合、Form 10Fを手作業で提出することができます(この緩和措置は、直接税中央委員会により2023年9月30日まで提供されています)。

2023年10月1日以降、PANを保有することなくフォーム10Fを提出できる期限が切れたため、非居住者がどのようにDTAAの恩恵を受けることができるのか混乱が生じました。

直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes)は、上記の問題を考慮し、PAN を保有していない非居住者であっても、所得税ポータルでアカウントを作成することにより、PAN を取得することなく Form 10F を電子申告できるようになりました。この件に関する公式な通達はありませんが、所得税ポータルの登録タブに「PANを保有せず、PANを保有する必要のない非居住者」という新しいオプションが追加されました。

The screenshot shows the 'e-Filing' portal registration page. The 'Register as' section has two options: 'Taxpayer' and 'Others'. Under 'Others', the category 'Non-Residents not holding and not req.' is selected and highlighted with a red box. The 'Continue' button is visible below the selection. The page also includes a navigation bar with links like Home, Individuals/VEP, Company, Non-Company, Tax Professionals & Others, Downloads, and Help. A progress bar at the top indicates the steps: 1. Get Started, 2. FID Details, 3. Verify Details, 4. Secure Your Account.



松田博司

日本公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



マナン・アガルワル

(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com

インドにおける日本人駐在員の短期滞在免税について

背景

2022年10月現在、インドには8000人以上の日本人駐在員が住んでいます。彼らは主に給与所得者（サラリーマン）とその家族です。

日本人駐在員がインドで役務を提供するために受け取った給与は、その源泉がインドにあるため、受取場所にかかわらず給与所得としてインドで課税されます。従って、インド国外にいる日本人駐在員に対して支給される給与、手当、手当のうち、インドでの赴任期間に関連するものはインドで課税対象となります。雇用主は、このような支払いに対する源泉徴収義務を遵守する必要があります。

短期滞在免税とは？

インド所得税法第10条(6)(vi)は、インド市民でない個人の短期滞在免税について規定しています。日本企業の従業員として、インドに滞在している間に提供されたサービスに対して個人が受け取る給与は、以下の条件をすべて満たすことを条件に非課税となります：

- ・ インドで貿易や事業を行っていない日本企業の場合
- ・ インドでの物理的な滞在が、会計年度1年間の合計で90日未満の場合
- ・ インドの所得税法に基づき、インドで課税対象となる雇用者の所得から控除されない給与の場合

同様に、インドの日本との二重課税回避協定（DTAA）第15条（扶養親族サービス）でも、インドで雇用された場合の日本居住者の短期滞在免税が規定しています。同条は、日本の税務上の居住者がインドでの雇用に関して受け取る給与はインドで課税されるが、以下の条件を満たす場合、その所得は日本でのみ課税されると規定しています：

- ・ 日本本社が支払う場合、又は日本本社が代わって報酬が支払われる場合
- ・ インド滞在が会計年度1年間に合計183日未満の場合
- ・ インドにおける日本企業の「恒久的施設」（PE）または固定拠点が報酬負担していない場合

結論

インドでの滞在期間が短期間（90日未満または年間183日未満）の日本人駐在員は、一定の条件を満たすことにより、インドでの所得税が免除される可能性がありますと結論づけられます。なお、日印DTAAに基づく税制上の優遇措置を受けるためには、日本の税務当局から居住者証明書（TRC : Tax Residency Certificate）を取得する必要があります。

クレイマンに関して

KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士（CPA）、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

